

■2021 年度 S 日程一般入試法律科目試験 「民法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

改正民法における売主の担保責任及び一般債務不履行責任の基本的理解を確認する問題である。問 1 は権利に関する契約不適合例でなく目的物に関する契約不適合例（562 条 1 項・564 条）であることを、問 2 は権利に関する契約不適合例でなく一般債務不履行責任例（561 条・415 条・541 条・542 条）であることをそれぞれ問うている。

問 1 特定物の数量不足例につき改正民法は数量指示売買概念の廃止した（売主は 200 m²の数量確保の義務を負う）。数量不足は物理的な欠陥と質的な連続性があり、目的物の契約不適合の売主担保責任（債務不履行説。562 条 1 項・564 条）の適用例となる。562 条が定める追完請求は不能であるから、履行に代わる損害賠償請求（履行利益の賠償：415 条 2 項 3 号。但し帰責事由の存否一買主から 200 m²が不可欠であることを告げられていた点の判断）、50 m²の一部履行不能における契約目的不達成（542 条 1 項 3 号）による無催告解除が認められよう。なお 95 条 1 項 2 号の錯誤と売主の担保責任の関係を論じる余地もある。

問 2 他人物売買における 561 条の売主の財産権移転義務（415 条 1 項本文）の不履行例である。態様は移転不能・履行不能であるから不完全履行である売主の担保責任例とならず 565 条は適用されない。一般債務不履行責任が成立し、履行に代わる損害賠償請求（415 条 2 項 1 号）及び契約解除（542 条 1 項 1 号）が認められ得る。なお 95 条 1 項 2 号（自己物は売買の基礎事情か）及び 576 条の代金支払い拒絶権（但し C 所有であると判明済み）を論じる余地もある。

以 上